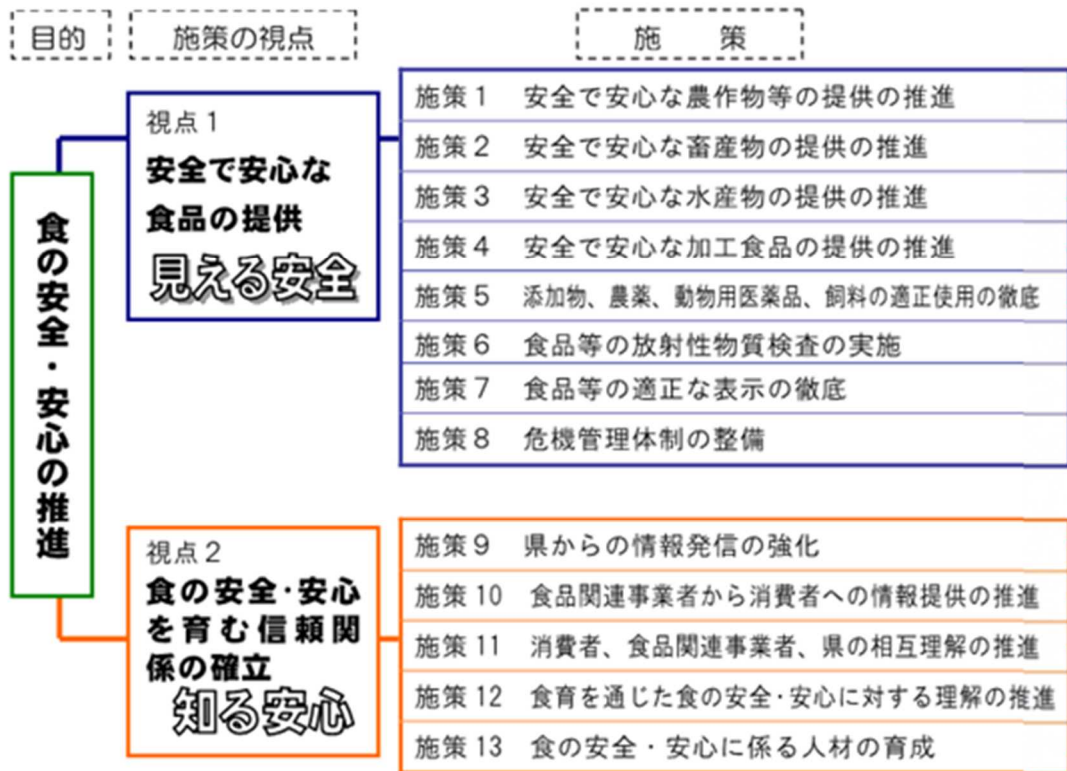


にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）

現行計画の概要

- にいがた食の安全・安心条例に基づく施策を総合的に推進するための計画
- 現行計画の期間は平成 29 年度から令和 3 年度
- ※ 当初の計画期間は令和 2 年度までの 4 年間であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、次期計画の審議時間を十分に確保できる状況でなかったため、審議会の承認を受け計画期間を 1 年間延長



改定方針（案）

- (1) 改定にあたり「にいがた食の安全・安心審議会」及び県民の意見を聴きます。
- (2) 計画期間は、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間とします。（「新潟県総合計画」の目標年度と同じ） ※第 23 回審議会で提案した期間（令和 7 年度まで）から変更
- (3) 成果指標値について、現行計画で安定的に高い状態を維持していることから、必要に応じて目標設定を見直します。
- (4) 現行計画の施策を基本的に継続しつつ、制度改正や社会情勢の変化に応じて施策の体系や内容を見直すとともに、各施策の進捗状況を測るための取組指標も見直します。